

令和5年度 大阪労働局の取組について

— 数値目標・達成状況 —

《誰もが安心して働き活躍できる元気な大阪》

- I 円滑な労働移動の推進及び良質な雇用機会の確保
- II 多様な人材の活躍推進
- III 誰もが働きやすい職場づくり

令和5年度における大阪労働局の数値目標の達成状況

I 円滑な労働移動の推進及び良質な雇用機会の確保

	重点施策	数値目標（○本省指示、●大阪局独自）	達成状況等（9月末現在）	下半期の取組方針
1	職業紹介業務の充実強化による効果的なマッチングの推進	○ 就職件数73,164件以上 充足数83,460件以上	就職件数 37,012件（進捗率50.6%） 充足数 42,219件（進捗率50.6%）	企業の人材不足が深刻な状況の中、求職者に対するきめ細やかな就職支援を実施するとともに、人材不足の事業所の強みや魅力を発信するなど、求人者に対する充足支援をより一層強化することでマッチングを推進する。
	2 職業訓練を活用した人材育成支援	○ 公的職業訓練の修了3か月後の就職件数5,423件以上	公的職業訓練修了3か月後の就職件数 2,972件（進捗率54.8%）	引き続き、未就職者の把握に努め、関係機関と連携の上、的確な就職支援を実施していく。
	3 人材不足分野等における人材確保対策の総合的な推進	○ 人材不足分野の就職件数17,668件以上	人材不足分野の就職件数 9,211件（進捗率52.1%） ・人材不足分野（医療・福祉、建設、運輸、警備分野）における人材確保を推進すべく、人材確保対策コーナー（※1）を中心として、魅力ある職場の情報提供、新規求職者の掘り起し、業界セミナーや面接会の開催等、様々な取組を展開。 （※1）ハローワーク梅田、大阪東、大阪西、阿倍野、淀川、堺、布施、池田、枚方、茨木、岸和田の11拠点に設置。	引き続き、業界団体等との連携による業界の魅力発信、事業主への求人充足支援、求職者への就職支援を以下のとおり実施していく。 ・11月に全ハローワークにおいて介護就職デイを開催する（就職面接会やセミナー等を開催）。 ・令和5年11月から令和6年3月において保育分野への支援を強化。 ・関係機関・団体、マスコミとの連携を積極的に行い、就職件数向上に繋げていく。
4	地方自治体と一体となった雇用対策の推進	● 地方自治体との一体的実施施設（生保型除く）におけるハローワークコーナーの就職件数について 2,800件以上	地方自治体との一体的実施施設（生保型除く）におけるハローワークコーナーの就職件数 1,629件（進捗率58.2%）	引き続き、自治体との連携を深めながら就職支援の充実を図り、利用者数及び就職件数の向上を図る。
		○ 生活保護受給者等就労自立促進事業の就職率64.6%以上	生活保護受給者等就労自立促進事業の就職率 66.6%	引き続き、地方自治体との緊密な連携の下、支援対象者へきめ細やかな就労支援を行い就職率の向上を図る。
		● 生活保護受給者、児童扶養手当受給者等の生活困窮者に対する就労支援について、就職件数3,912件以上	生活保護受給者、児童扶養手当受給者等の生活困窮者に対する就労支援に係る就職件数 1,870件（進捗率47.8%）	引き続き、地方自治体との緊密な連携の下、支援対象者へきめ細やかな就労支援を行い就職件数の向上を図る。

	重点施策	数値目標（○本省指示、●大阪局独自）	達成状況等（9月末現在）	下半期の取組方針
5	労働力需給調整事業の適正な運営の促進	● 労働者派遣事業や職業紹介事業を始めようとする事業者や許可を受けた事業者等に対して、適正な許可・届出について法制度の周知を図るため、説明会等を毎月4回以上開催する。	労働者派遣事業や職業紹介事業を始めようとする事業者に対する説明会は、それぞれ毎月1回実施し、計53名が参加した。 また、労働者派遣事業や職業紹介事業の許可を受けた事業者に対する説明会については、それぞれ毎月1回実施し、労働者派遣事業計257事業所、職業紹介事業計327事業所に対して適正な業務運営の促進を図った。	下半期も引き続き、許可を受けた事業者に対する説明会を毎月開催するとともに、新たに事業を始めようとする事業者に対する説明会を毎月開催し、適正な許可申請や業務運営の促進を図る。

II 多様な人材の活躍推進

	重点施策	数値目標（○本省指示、●大阪局独自）	達成状況等（9月末現在）	下半期の取組方針
1	女性の活躍推進	● 令和4年4月1日から改正女性活躍推進法の施行のため義務付けられた、常時雇用する労働者数が101人以上300人以下の事業主からの一般事業主行動計画の届出率について前年度以上	届出率 89.0%（令和4年度 88.0%）	引き続き、未届企業に対して必要な助言、督促を行い、届出率の向上を図る。
2		○ マザーズハローワーク事業における担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者について、就職率95.1%以上	マザーズハローワーク事業における担当者制による就職支援を受けた重点支援対象者就職率97.6%	担当者制による個別支援等きめ細かな支援を実施し、重点支援対象者の就職を推進する。
3		○ マザーズハローワーク事業における担当者制による重点支援対象者数について、厚生労働省から示された目標値以上を目指す。	マザーズハローワーク事業における担当者制による重点支援対象者数3,042人（目標値5,657人、進捗率53.8%）	下半期は、各拠点で魅力あるイベントを実施し、新たな求職者の獲得に向けて取り組んでいく。
2	雇用形態に関わらない公正な待遇の確保	● キャリアアップ助成金を活用した正規雇用等転換数について、前年度実績以上	キャリアアップ助成金を活用した正規雇用等転換数9,389人（目標値16,219人、進捗率57.9%） ※キャリアアップ助成金（正社員化コース）の申請件数は前年度同期比9.5%減少。	事業主団体に対する広報依頼や各種セミナーを通じた周知活用啓発について、引き続き積極的に取り組んでいく。
3	若者の雇用対策の推進	○ 就職支援ナビゲーターの支援による新規卒業予定者等（既卒者含む）の正社員就職件数10,638件以上	就職支援ナビゲーターの支援による正社員就職件数4,321件（進捗率40.6%）	新卒者等の正社員就職に向けた支援を強化する。
		○ わかものハローワーク等を利用して、就職したフリーター等のうち、正社員として就職した者の割合65.0%以上	わかものハローワーク等を利用して、就職したフリーター等のうち、正社員として就職した者の割合74.9%	求職者担当者制による個別支援等、きめ細かな支援を実施し、フリーター等の正社員就職を推進する。

	重点施策	数値目標（○本省指示、●大阪局独自）	達成状況等（9月末現在）	下半期の取組方針
4	就職氷河期支援プログラムに基づく施策の推進	○ ハローワークの職業紹介により、正社員に結びついた就職氷河期世代（35～54歳）の不安定就労者・無業者の件数10,582件以上	ハローワークの職業紹介により、正社員に結びついた就職氷河期世代（35歳～55歳）の不安定就労者・無業者の件数 4,766件（進捗率45.0%）（8月末現在）	就職氷河期世代対象求人への積極的な確保及び求職者担当者制による個別支援等、きめ細かな支援を引き続き実施し、就職氷河期世代の不安定就労者・無業者の正社員就職を推進する。
	高齢者の雇用対策の推進	○ 生涯現役支援窓口での65歳以上の就職件数3,575件以上	生涯現役支援窓口での65歳以上就職件数 2,052件（進捗率57.4%）	引き続き、進捗状況を管理しながら生涯現役支援窓口での就職支援に取り組む。
5	障害者などの雇用対策の推進	○ 障害者の就職件数前年度実績以上	障害者の就職件数 4,438件（目標値7,683件、進捗率57.8%）	引き続き、求人の確保、きめ細かな職業相談、職業紹介を実施していく。

III 誰もが働きやすい職場づくり

	重点施策	数値目標（○本省指示、●大阪局独自）	達成状況等（9月末現在）	下半期の取組方針
1	最低賃金制度の適切な運営等	● 審議後の最低賃金額（改正の有無にかかわらず）について、大阪府内の自治体広報誌への掲載率を100%とする。	依頼数 43市町村 掲載数 34市町村 掲載率 79.1%（10月12日現在） 令和5年度、大阪府最低賃金が1,064円（+41円）に改定されたことを踏まえ、自治体に広報誌掲載依頼を行った。	大阪府民全体への周知としては、自治体広報誌への掲載が有効かつ効果的であることから、引き続き、自治体への協力要請を行い、掲載率100%を目指す。
2	労働時間法制の見直し・長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害の防止	● 労働時間法制の見直し・長時間労働の抑制及び過重労働の是正に向けた労働時間に関する法制度の周知徹底のため、計3,000以上の事業場に対して、民間事業者等も活用し、リモート方式も含めたセミナー等を開催する。	開催数 341回 参加事業場数 3,112事業場 ・令和6年4月から労働時間の上限規制が適用される事業・業務に該当する事業場に対して、労働時間等の説明会を254回（2,855社）、過去の労働時間等の法違反が認められた中小企業事業場を対象とする集団指導を47回（257社）実施した。 ・また、労働時間相談・支援班による戸別訪問を788事業場実施した。	引き続き、労働時間・相談支援班による労働時間等の説明会等の周知啓発活動を積極的に実施していく。
		● メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする。	メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合 90% ※令和5年9月から12月までの間において労働衛生に係るアンケートを実施することによって、メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を把握することになっているが、9月末現在において回答のあった110事業場におけるメンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合は90%となっていた。 今後12月まで引き続きアンケートを実施し達成状況を把握する。	ストレスチェック集団分析、職場環境改善の実施及び小規模事業場におけるストレスチェックの実施を促進するための方策を本省が検討していることから、その施策が示された際には、当局版の留意通達を发出し、上記事項の促進を図るため必要な措置を講じる。 それまでの期間、健康経営の視点を含めたメンタルヘルス対策に積極的な小規模事業場の安全衛生優良企業の取組の周知を行い、精神疾患にかかる労災請求がなされた事業場については、全数、個別訪問することでメンタルヘルス対策の取組方法について丁寧に説明を行い、大阪府内の経営層に対する意識啓発の強化を図る。

	重点施策	数値目標（○本省指示、●大阪局独自）	達成状況等（9月末現在）	下半期の取組方針
3	安全で健康に働くことができる職場づくりの推進	● 死亡災害を2022年と比較して、2027年までに5%以上減少させる。	2023年の死亡災害 26件（速報値） 前年（2022年）同期の33件より7件（21.2%）減少している。 建設業の墜落死亡災害が多いことから、6月に災防団体に対して災害防止対策への一層の取組の協力依頼を行った。2022年の死亡災害は51件であり、2027年までに48件以下が目標となるが、現状のペースであれば、当年については48件の目標達成可能な見込み。	建設業に対して、建災防との複数現場の合同パトロール、年末年始の一斉現場指導を実施するとともに、全業種に対して、1月から3月は冬季死亡災害防止強化期間を設けて、墜落・交通労働災害等の死亡災害の防止を図ることとしている。
		● 死傷災害を2022年と比較して、2027年までに減少させる。	2023年の死傷災害 5,917件（速報値） ※新型コロナウイルス感染症のり患によるものを除く ・前年（2022年）同期より536件（10.0%）増加している。 ・前年同期と比較し、三次産業が346件（11.9%）、製造業が92件（8.8%）、陸上貨物運送事業が66件（7.7%）、建設業が53件（13.8%）増加している。 ・事故の型別で見ると、転倒が1,582件、動作の反動・無理な動作が995件、墜落・転落846件、はさまれ・巻き込まれ664件、交通事故318件が発生している。	2027年までに2022年の8,848件より減少させることが目標であり、当年においては目標の達成は厳しい状況となっているが、以下の取組を進める方針。 ・「大阪発・新4S運動」が掲げる「安全見える化活動」「安全Study活動」「リスク評価推進活動」「命綱GO活動」を積極的に展開していくことにより、自主的な安全衛生活動による労働災害防止を推進していく。 ・転倒災害が多いことから、リーフレットやYouTube動画等により、ハード面・ソフト面の両面からの転倒災害防止対策の取組を促進していく。 ・小売業、介護施設については、引き続き、+Safe協議会にて好事例の収集やSAFEアワードの事例等を紹介することにより、安全衛生管理活動の好事例の水平展開を図っていく。
4	総合的なハラスメント対策	● あっせん、調停の合意率を前年度実績以上	あっせん合意率 25.4%（令和4年度 30.9%） 調停合意率 41.7%（令和4年度 25.7%）	受理業務を行う相談員や指導員等に対して研修等を行うことにより、あっせんや調停での解決の促進を図るとともに、引き続き紛争当事者に対して制度の理解を得るように努め、参加勧奨を行う。
5	雇用保険制度の安定的運営	○ 雇用保険受給者の早期再就職件数34,540件以上	雇用保険受給者の早期再就職件数 16,067件（進捗率46.5%）（8月末現在）	雇用保険受給者への早い段階での積極的なアプローチを雇用保険部門と職業相談部門が共に行い、就職意欲を喚起し就職へつなげる。
		● 雇用保険関係重点手続のオンライン利用率について、資格取得届72.4%・資格喪失届70.9%・高年齢雇用継続給付の支給申請89.7%以上を目指す。	雇用保険関係重点手続のオンライン利用率 資格取得届69.8%、資格喪失届68.2%、高年齢雇用継続給付の支給申請95.5%	雇用保険電子申請アドバイザーを活用した事業所への訪問・電話相談の実施等、引き続き、利用勧奨を行う。

	重点施策	数値目標（○本省指示、●大阪局独自）	達成状況等（9月末現在）	下半期の取組方針
6	労働保険未手続事業一掃対策の推進	● 労働保険の加入手続勧奨を効果的に実施し、手続指導による成立件数1,200件以上を目指す。	成立件数560件（達成率46.7%） 昨年同期（495件）と比べて増加している。 「令和5年度労働保険適用促進計画」に基づき加入勧奨を実施。令和2年度以降は、コロナ禍より文書等による手続指導を中心としてきたが、本年度は改善点としてインターネットアンケート等を利用した指導を追加。また、コロナ5類移行後は、訪問指導を積極的に実施	下半期においても、年間目標の1,200件以上を達成すべく、11月の労働保険未手続事業一掃強化期間に合わせて、局職員による未手続事業場の訪問等を積極的に実施する。
7	労働保険料等の収納率向上	● 実効ある滞納整理を実施し、全国平均以上を上回る収納率を目指す。	収納率（保険料全期又は第1期分保険料領収分）43.9% 本年度の全国平均（43.8%）より0.1%増となっている。 滞納事業場には、事業実態を把握した上で、財産状況等を勘案した合理的で妥当な納付計画を指導し、滞納整理の実施に当たっては、重点事業主を選定の上、差押え等の強制措置も積極的に実施した。	引き続き、「令和5年度滞納整理年間業務実施計画」に基づいて、滞納事業場に対し、事業実態を把握した上で、財産状況等を勘案した合理的で妥当な納付計画を指導し、後期徴収強化月間、集中滞納整理、差押え等の強制措置を実施し、全国平均を上回る収納率の達成を目標に積極的に取り組んでいく。